

固定式火災探知警報装置の仕様に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

固定式火災探知警報装置の仕様に関する事項

改正理由

2010 年 12 月に開催された第 88 回海上安全委員会（MSC88）において、消火装置等の基準を定めた火災安全設備コード（FSS コード）の全面改正が決議 MSC.311(88)として採択され、本会規則にも既に取り込みが行われている。

この改正を受け、IMO 防火小委員会において固定式火災探知警報装置の設置場所、試験要件の明確化及び関連する IACS 統一解釈 SC35(Rev.2)の取入れに関する検討が行われていた。

その結果、2012 年 11 月に開催された IMO 第 91 回海上安全委員会（MSC91）において、これらの要件を規定した FSS コード第 9 章の一部改正が決議 MSC.339(91)として採択された。

今般、決議 MSC.339(91)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定式火災探知警報装置の表示盤の設置場所に関する要件を改めた。
- (2) 固定式火災探知警報装置の試験に関する要件を改めた。
- (3) 現行検査要領に規定されている固定式火災探知警報装置の給電に関する要件を鋼船規則へ移設した。